

ガン収入保障保険(無解約払いもどし金型)

保険をくるりと変える。



www.axa.co.jp/life/

2013.10



ガンによる収入減少のリスクなどに備えることができます。

4つの型からお選びください。

ガン収入保障年金の責任開始の日以後に、生まれて初めて所定のガンと診断確定されたときは、ガン収入保障年金をお支払いします。

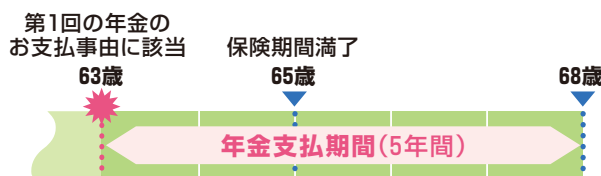
ガン収入保障年金が支払われずに死亡された場合には、Ⅰ型・Ⅱ型については死亡給付金、Ⅲ型・Ⅳ型については遺族収入保障年金をお支払いします。

ご契約の型	お支払金	年金の種類	年金支払期間
Ⅰ型	ガン収入保障年金 死亡給付金	確定年金	5年
Ⅱ型		5年保証期間付有期年金	保険期間満了まで ^{*1}
Ⅲ型	ガン収入保障年金 遺族収入保障年金	確定年金	5年
Ⅳ型		確定年金	保険期間満了まで ^{*1}

Ⅱ型・Ⅳ型の年金支払期間には、5年間の最低保証があります。

第1回の年金のお支払事由に該当されたときから、保険期間満了までの期間が5年未満であっても、第1回の年金のお支払事由に該当されたときから5年間、年金をお支払いします。

・保険期間が65歳満了、63歳でガンと診断確定された場合



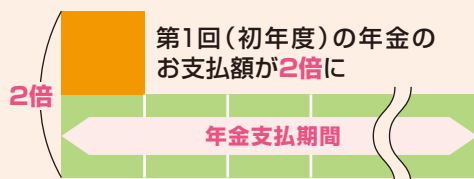
^{*1} Ⅱ型・Ⅳ型の年金支払期間は、第1回の年金のお支払事由が生じた日からその日を含めて、保険期間満了日の翌日以後、最初に到来する第1回の年金のお支払事由に該当された日の年単位の応当日の前日までとなります。ただし、年金支払期間が5年未満の場合は、5年とします。

第1回の年金額を2倍にできます。

ガンになられた初年度の入院費用や手術費用などに備えることができます。

第1回年金倍額支払特則を付加することにより、第1回(初年度)の年金のお支払額を2倍にすることができます。

・第1回年金倍額支払特則を付加した場合



年金の受取方法が選べます。

年1回のお支払いのほかに、以下の受取方法から選ぶことができます。

年金の一括支払

Ⅰ型・Ⅲ型・Ⅳ型の場合は未払年金現価を、Ⅱ型の場合は残存保証期間中の未払年金現価を一括でお支払いします。

一括支払の場合のお支払金額は、年金でお支払いする場合の合計金額よりも、少なくなります。

年金の分割支払

年金を年2回、4回、6回、12回のいずれかに分割してお支払いします。

※年金の分割支払の場合、毎回のお支払金額が10万円以上である必要があります。

●保険料の払込免除のお取扱いについて

所定の高度障害状態に該当された場合や、所定の不慮の事故の日から180日以内に所定の障害状態に該当された場合は、その後の保険料のお払込みを免除します。

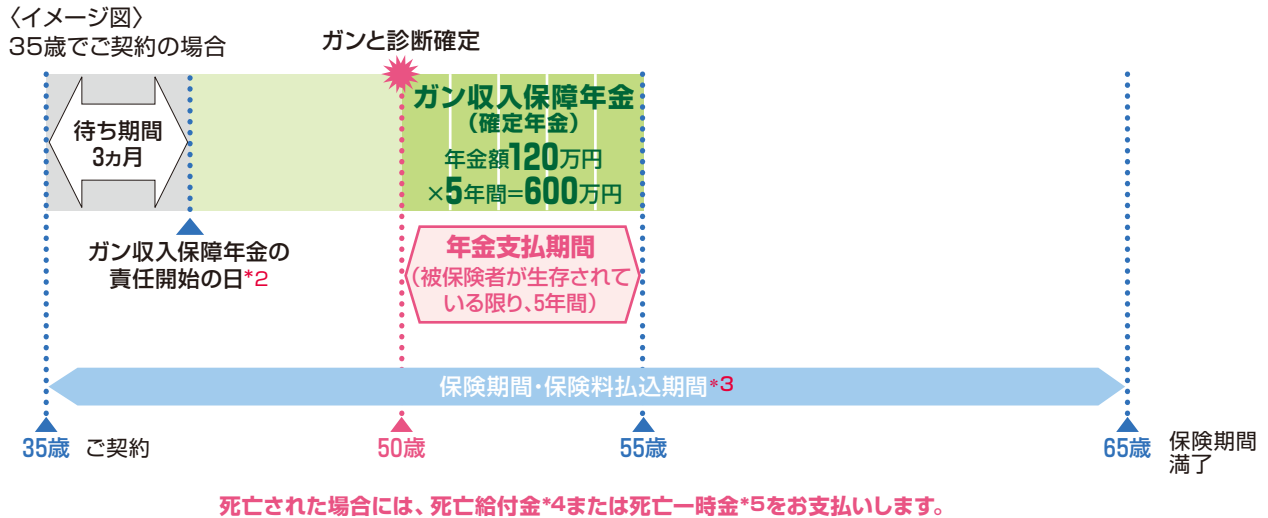
【I型・II型のしくみ】ガン収入保障

所定のガンと診断確定されたときに、年金をお支払いします。

ご契約例 保険期間・保険料払込期間：65歳満了／年金額：＜I型＞120万円、＜II型＞80万円
第1回年金倍額支払特別を付加しない場合

I型 5年間、ガン収入保障年金をお支払い

所定のガンと診断確定されたときから、5年間、ガン収入保障年金をお支払いします。



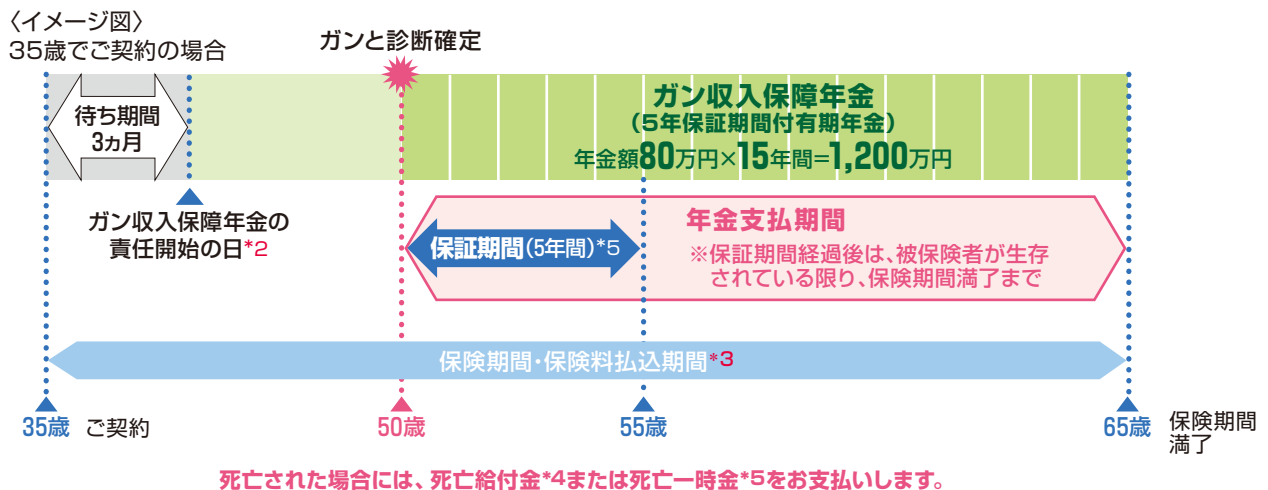
I型 保険料例 (上記ご契約例の場合)

2013年10月現在(口座振替月払 単位:円)

契約年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
男性	2,448	2,964	3,684	4,692	6,048	7,884	10,284	13,212	16,500
女性	2,556	3,120	3,840	4,656	5,580	6,504	7,320	8,160	8,988

II型 保険期間満了まで、ガン収入保障年金をお支払い

所定のガンと診断確定されたときから、保険期間満了まで、ガン収入保障年金をお支払いします。
年金支払期間は5年間で最低保証します。



II型 保険料例 (上記ご契約例の場合)

2013年10月現在(口座振替月払 単位:円)

契約年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
男性	3,008	3,584	4,352	5,352	6,576	7,936	9,304	10,256	—
女性	4,120	5,040	6,104	7,072	7,816	8,048	7,552	6,688	—

- *2 ガン収入保障年金の責任開始の日は、ご契約日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日となります。告知前または告知時からガン収入保障年金の責任開始の日の前日以前にガンと診断確定されていたときは、ご契約は無効となり、年金などはお支払いできません。
- *3 お支払事由に該当された場合は、以後の保険料の払込は不要です。また、以後新たに所定のガンと診断確定されてもお支払いの対象にはなりません。
- *4 ガン収入保障年金が支払われずに、保険期間中に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。
＜死亡給付金額＞ 月払保険料×死亡されたときまでの経過月数
- *5 年金支払期間中(II型の場合は保証期間中)に死亡されたときは、死亡一時金をお支払いします。
＜死亡一時金額＞ I型:未払年金の現価に相当する金額 II型:保証期間の残存期間に対する未払年金の現価に相当する金額
II型の場合で、保証期間経過後に死亡されたときは、年金のお支払いは終了します。

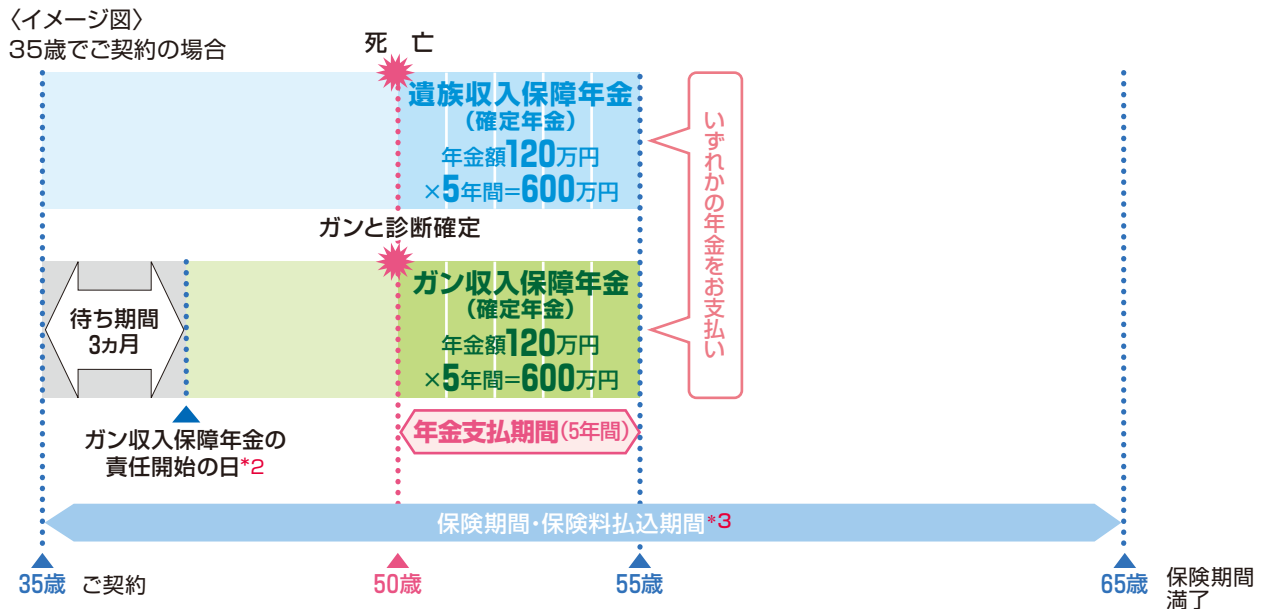
【Ⅲ型・Ⅳ型のしくみ】ガン収入保障+遺族収入保障

所定のガンと診断確定されたとき、または死亡されたときに、年金をお支払いします。

ご契約例 保険期間・保険料払込期間：65歳満了／年金額：＜Ⅲ型＞120万円、＜Ⅳ型＞80万円
第1回年金倍額支払特則を付加しない場合

Ⅲ型 5年間、ガン収入保障年金または遺族収入保障年金をお支払い

所定のガンと診断確定されたときから5年間、ガン収入保障年金をお支払いします。ガン収入保障年金が支払われずに死亡された場合は、死亡されたときから5年間、遺族収入保障年金をお支払いします。*6（遺族収入保障年金の責任開始の日は、ご契約日となります。）



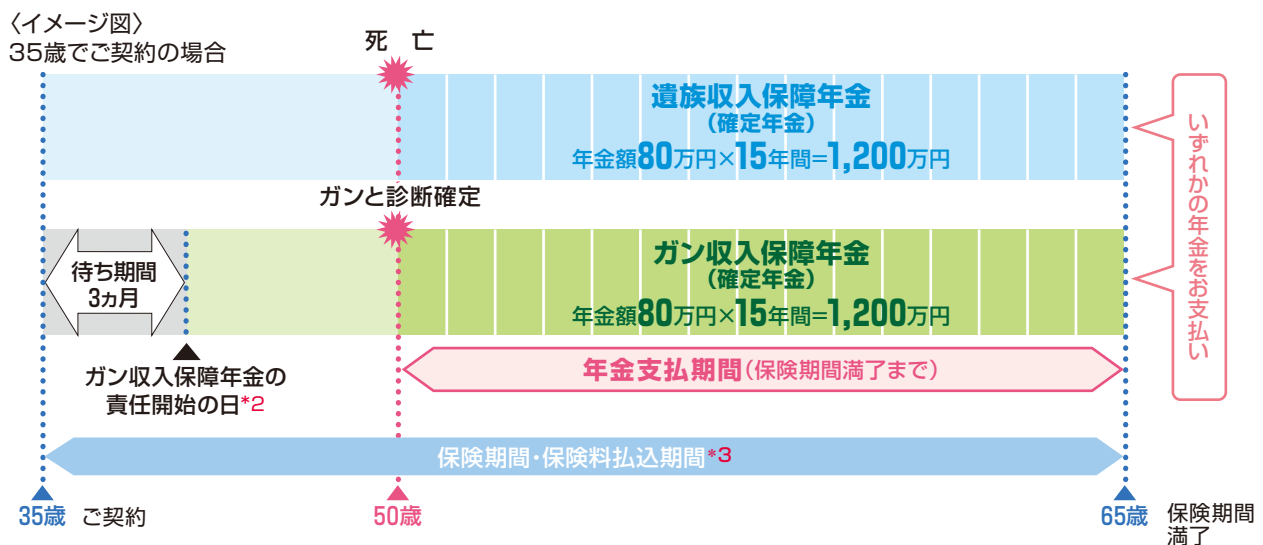
Ⅲ型 保険料例（上記ご契約例の場合）

2013年10月現在（口座振替月払 単位:円）

契約年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
男性	3,120	3,756	4,620	5,820	7,416	9,528	12,300	15,744	19,764
女性	2,844	3,456	4,212	5,100	6,096	7,128	8,100	9,156	10,332

Ⅳ型 保険期間満了まで、ガン収入保障年金または遺族収入保障年金をお支払い

所定のガンと診断確定されたときから保険期間満了まで、ガン収入保障年金をお支払いします。ガン収入保障年金が支払われずに死亡された場合は、死亡されたときから保険期間満了まで、遺族収入保障年金をお支払いします。*6 年金支払期間は5年間で最低保証します。（遺族収入保障年金の責任開始の日は、ご契約日となります。）



Ⅳ型 保険料例（上記ご契約例の場合）

2013年10月現在（口座振替月払 単位:円）

契約年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
男性	—	6,384	7,416	8,736	10,248	11,712	12,824	13,064	—
女性	—	6,616	7,800	8,824	9,552	9,632	8,864	—	—

*6 ガン収入保障年金の受取人が被保険者と同じの場合で、ガン収入保障年金のお支払事由が生じた日以後に被保険者が死亡されたときは、遺族収入保障年金受取人に、引き続きガン収入保障年金を年金支払期間満了時までお支払いします。

※保険料は取扱範囲のうち一部分のみを表示しております。表示以外のお取扱いについては、アクサ生命の担当者までご相談ください。

ご契約に際して

●契約年齢

20歳～60歳

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。被保険者の契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。

●保険期間・保険料払込期間

55歳／60歳／65歳／70歳満了

※歳満了の場合、保険期間は被保険者が満了年齢になって初めて迎える契約応当日の前日まで（契約応当日が誕生日の場合は、満了年齢になる誕生日の前日まで）となります。

※契約年齢・保険期間・保険料払込期間は、ご契約内容によりお取扱いが異なりますので、詳しくはアクサ生命の担当者におたずねください。

●保障内容

I型・II型

お支払事由	お支払金	お支払額	受取人
・第1回ガン収入保障年金 ガン収入保障年金の責任開始の日以後、保険期間中に生まれて初めて所定のガンと医師によって診断確定されたとき ・第2回以後のガン収入保障年金 次のすべてに該当したとき ①第1回ガン収入保障年金が支払われていること ②診断確定日の年金支払期間中の年単位の応当日に生存されているとき	ガン収入保障年金	年金額	被保険者
第1回ガン収入保障年金が支払われずに、保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金	死亡給付金額*	死亡給付金受取人

* 死亡給付金額は、（月払保険料）×（死亡されたときまでの経過月数）の金額をお支払いします。
※死亡されたときまでの経過月数は、契約日から被保険者の死亡日までの月数をいいます。なお、端数は切上げます。
※第1回年金倍額支払特則を付加されている場合、月払保険料はこの特則の月払保険料を含みます。
・ガンに罹患していた事実が死亡後に確認された場合は、第1回ガン収入保障年金をお支払いしません。
・第1回の年金のお支払事由に該当されたときは、次の保険料期間からの保険料のお払込みは不要となります。

III型・IV型

お支払事由	お支払金	お支払額	受取人
・第1回ガン収入保障年金 ガン収入保障年金の責任開始の日以後、保険期間中に生まれて初めて所定のガンと医師によって診断確定されたとき ・第2回以後のガン収入保障年金 次のすべてに該当したとき ①第1回ガン収入保障年金が支払われていること ②診断確定日の年金支払期間中の年単位の応当日が到来したとき	ガン収入保障年金	年金額	被保険者
・第1回遺族収入保障年金 第1回ガン収入保障年金が支払われずに、保険期間中に死亡されたとき ・第2回以後の遺族収入保障年金 次のすべてに該当したとき ①第1回遺族収入保障年金が支払われていること ②死亡された日の年金支払期間中の年単位の応当日が到来したとき	遺族収入保障年金	年金額	遺族収入保障年金受取人

・ガンに罹患していた事実が死亡後に確認された場合は、第1回ガン収入保障年金をお支払いしません。
・第1回の年金のお支払事由に該当されたときは、次の保険料期間からの保険料のお払込みは不要となります。

●所定のガンの定義について

所定のガンとは、約款別表2に定める悪性新生物をいいます。
以下の疾病などは、この保険においては、お支払いの対象となりません。

- ・ 上皮内新生物*
- ・ 悪性黒色腫以外の皮膚ガン
- ・ 前ガン状態（ガンの手前の状態）の病変 例：皮膚の白板症、子宮頸部異形成
- ・ 境界悪性型腫瘍（良性と悪性の境界に位置する腫瘍）
- *「上皮内新生物」は「上皮内ガン」と診断書などに記載される場合もありますが、この保険においては、お支払いの対象となりません。

●指定代理請求特約について

ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の年金などの受取人が年金などを請求できない所定の事情があるときに、年金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が年金などを請求することができます。

●保険料の払込免除について

次の場合に保険料のお払込みを免除します。

- ・ 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当されたとき
- ・ 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき

●払いもどし金について

この保険には払いもどし金はありません。



メディカルコンサルテーション

糖尿病サポートサービス

24時間電話健康相談サービス

アクサ生命がお届けする「安心」は、保障だけではありません。

心の負担を
サポート

アクサの メディカルアシスタンスサービス

メディカルコンサルテーション(名医によるサービス)

対象保険商品の被保険者さまが**無料**でご利用になれます。

セカンドオピニオン

より良い治療を選択するために、日本を代表する各専門分野の名医(総合相談医)と面談して、現在の診断に対する見解や今後の治療方針、治療方法などについて意見(セカンドオピニオン)を聞くことができます。

優秀専門医の紹介

セカンドオピニオンの実施後、総合相談医がより高度な専門性を必要と判断した場合、病名や症状に合わせて、優秀専門医を紹介します。(無料で紹介状を作成します。)

糖尿病サポートサービス

対象保険商品の被保険者さまが**無料**でご利用になれます。

優秀糖尿病臨床医紹介サービス

糖尿病について豊富な専門知識を有する保健師・看護師がご相談をおうかがいたうで、必要に応じて「優秀糖尿病臨床医への診察依頼書」を発行し、早期の受診をお手伝いします。

糖尿病の専門医療機関案内サービス

希望されている地域に優秀糖尿病臨床医がいない場合などには、独自の基準で厳選した専門医療機関をご案内します。

糖尿病の相談サービス

糖尿病に関するさまざまなお相談にお応えします。

24時間電話健康相談サービス

対象保険商品の被保険者さまとその同居のご家族が**無料**でご利用になれます。

24時間365日、医師・保健師・看護師などの経験豊かな相談スタッフが電話による健康相談にお応えします！

相談スタッフが、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどに関するご相談にきめ細かくアドバイスします。

また、「医療機関情報」「夜間・休日の医療機関情報」「専門窓口別医療機関情報」などの情報サービスをご提供します。

※アクサのメディカルアシスタンスサービスは、業務委託先であるティーベック株式会社が提供します。アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

※メディカルコンサルテーションは病名が判明している場合、または医師から治療方針が提示されている場合のみ利用可能です。

※各サービスをご利用の際には諸条件があります。

※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

■年金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。

■この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

●ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

●保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。
この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**疾病・医療保険**です。「保険種類のご案内」はアクサ生命の社員またはもよりの営業店にご請求ください。

●生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客様とアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

●この保険の販売資格について

この保険の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、カスタマーサービスセンター(TEL: 03-6757-0310 受付時間: 9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までご連絡ください。



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

お問合せ・担当者

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

Form No.OT0298(4.0) AXA-A1-1307-2028/9F7 2013.10.02